

インド知財情報メール：第 2021-1 号、2021 年 2 月 16 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- 【1】 インド政府が意匠規則 2021 年改正を公開
- 【2】 インド知的財産庁が特許規則 2021 年改正案を公開
- 【3】 インド知的財産ニュースレター第 2021-1 号発行

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 インド政府が意匠規則 2021 年改正を公開

インドの知的財産庁を管理監督するインド商工省（Ministry of Commerce and Industry）の産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade: DPIIT）は 2021 年 1 月 25 日付で意匠規則 2021 年改正を自局のウェブページで公表しました。意匠規則 2021 年改正は、同日付から適用されます。

<https://dipp.gov.in/sites/default/files/DraftAmendmentRules-10February2021.pdf>
https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/The_Designs__amendment__Rules__2021.pdf

意匠規則 2021 年改正により、出願人の区分として「スタートアップ」の定義が追加され、スタートアップが納付する庁料金が通常（大企業）の 1/4 に設定されました。また、小規模団体が納付する庁料金が下げられ、通常（大企業）の 1/4 に設定されました。これにより、スタートアップや小規模団体が意匠出願をしやすくなります。

また、意匠登録に使う物品の分類を、世界知的所有権機関（WIPO）により発行されるロカルノ分類（現在第 13 版）に従うよう変更されました。

【2】 インド知的財産庁が特許規則 2021 年改正案を公開

インドの知的財産庁は 2021 年 2 月 9 日付で特許規則 2021 年改正案をウェブページで公表し、パブリックコメントを募集しました。

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Draft_Amendment_Rules__2021_Published_in_Gazette_of_India.pdf

特許規則 2021 年改正案により、出願人の区分として「教育機関」（educational institution）の定義が追加され、教育機関が納付する庁料金を通常（大企業）の 1/5 に設定することが提案されています。教育機関とは、中央、地方、または州の法律によって設立された機関で、政府が所有または管理しており、政府が全額または実質的に資金を提供しているものです。これにより、大学などの教育機関が特許出願をしやすくなります。

インドではスタートアップによる特許出願が 3 年間で 9 倍に増加したという報告があります。

<https://www.tribuneindia.com/news/nation/startup-boom-9-fold-rise-in-patent-applications-in-3-yrs-211505>

【3】 インド知的財産ニュースレター第 2021-1 号発行

インド知的財産ニュースレター第 2021-1 号を発行しました。

本ニュースレターでは国内実施報告に用いる様式（FORM 27）につきまして、特許規則 2020 年改正前、特許規則 2020 年改正案、特許規則 2020 年改正後の内容の変更について比較をしています。

本ニュースレターは当社のホームページの「IP INFO」でご覧になれます。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。